

(様式第1-1号)

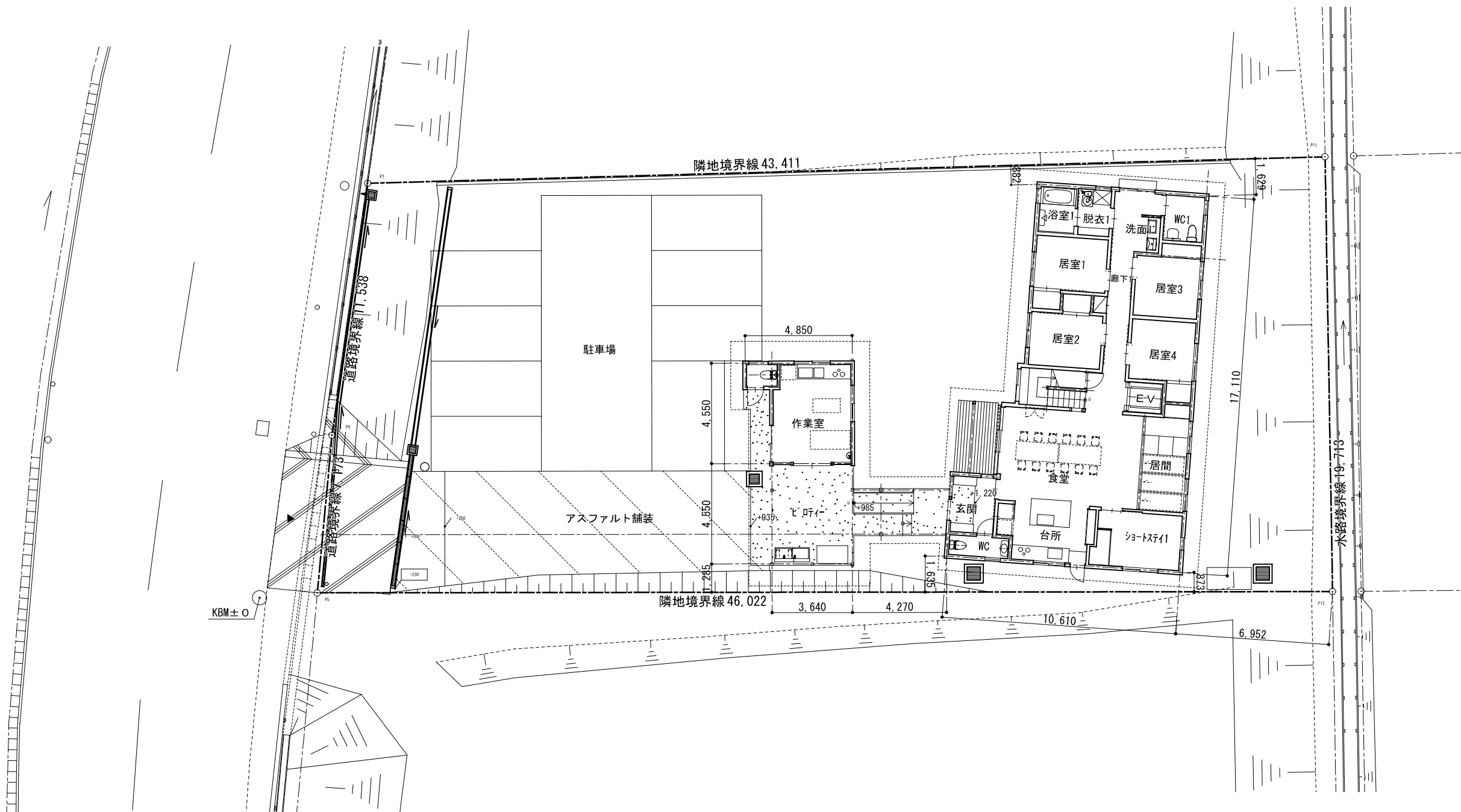
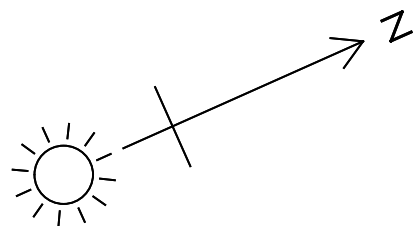
日中サービス支援型共同生活援助に係る事業計画書

1. 事業者情報	法人名	特定非営利活動法人楽歩									
	法人所在地	長久手市作田2丁目 1 0 0 3 番地									
	運営する障害福祉サービス等事業	就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・日中一時支援・放課後等デイサービス・相談支援									
2. 基本情報	事業所名	グループホームらふう									
	事業所所在地	長久手市小深									
	住居（ユニット）名					定員（共同生活援助）		定員（短期入所）			
	①	日中型共同生活援助・短期入所グループホームらふう					8 人		2 人		
	②						人		人		
	③						人		人		
	④						人		人		
	主たる対象者 （○をつける）		身体障害者		知的障害者		精神障害者		難病等		
	人員配置		従事者		員数	常勤換算	従事者の資格取得状況等※1				
			管理者		0.5 人	0.2 人	サービス管理者・社会福祉士				
			サービス管理責任者		0.5 人	0.7 人	サービス管理者・社会福祉士				
			世話人		5 人	1.9 人					
			生活支援員		4 人	2.2 人	介護福祉士				
			夜間支援員		4 人	1.4 人	介護福祉士				
※1 障害福祉分野での経験、従事内容及び期間、また研修等の受講経験及び資格等について具体的に記入してください。											
夜間支援体制		夜勤を行う夜間従事者を配置									
3. 利用予定者	障害種別 （重複はそれぞれ計上）	身体	2 人	知的	4 人	精神	2 人	難病等	人		
	障害特性等	医療的ケアが必要な者			2 人	強度行動障害のある者			2 人		
	障害支援区分	区分6	4 人	区分5	人	区分4	2 人				
		区分3	2 人	区分2	人	区分1	人	非該当	人		
	日中の過ごし方	主に住居で過ごす利用者								2 人	
		別法人の日中活動サービス事業所を利用する利用者								2 人	
		自法人の日中活動サービス事業所を利用する利用者								4 人	
その他								人 （			
4. 設立目的・運営方針（別紙可）	設立目的										
	別紙のとおり										
	運営方針										
	別紙のとおり										

5. 支援の実施、質の確保	(1) 日中を住居内で過ごす利用者に対しどのような支援を行う予定か、外出や余暇活動等の社会生活上の支援をどのように行う予定か。 地域商店へ単独買い物などを支援し、自主性を尊重するとともに、法人の畑・田んぼの農作業・コーヒー豆の生豆のチェック、食事の買い物など地域とかかわりながら役割と居場所を確立していきます。その他敷地内の農園での水やりなど就労のきっかけづくりの支援をしていきます。また、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。 (2) 常時の支援体制の確保に向け、職員採用や離職防止策等にどのように取り組む予定か。 職員採用は、近隣大学と普段から関係を構築して、採用につなげる体制づくりを行います。施設間交流を積極的に実施して、法人全体で作り上げていく職員の意識づくりを行っていきます。積極的に求人フェア等に参加して、職員の採用につなげていきます。 (3) 職員の質の向上に向けて、研修、技術指導及び資格取得支援等にどのように取り組む予定か。 職員ミーティングの場や責任者会議の場などで、法人の「理念」を根幹として、法人が大切にしている指針を絶えず話していきます。今後、職員の役職を担っている職員及び今後成長して欲しい職員には資格取得を推進して行きます。
6. 利用者の意思決定支援、権利擁護	(1) 利用者の意思決定支援に関し、どのように取り組む予定か。 意思決定の3つの原則に応じて支援していきます。①自己決定の尊重と分かりやすい情報提供・・・必要な説明は、本人が理解できるように工夫する。絵カードな具体的なものを手掛かりに選べるようにする。②不合理と思われるでも他社の権利を侵害しないのであれば尊重する・・・挫折や失敗を重ねて成長するので、状況に応じて見直ししながら考える。③本人の自己決定や意思確認がどうしても難しければ関係者が集まり、意思を推定する・・・本人以外の方が「本人にとっての最善の利益を判断する」のは、最後の手段である。関係者が集まり本人の行動記録など情報を集めて根拠を明確にしながら本人の意思を尊重する。 (2) 虐待防止に向けて、どのような取組を行う予定か。 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、責任者も設置。虐待防止責任者は、虐待防止に関する内部の研修会を定期的実施、外部研修に参加し持ち帰り共有する。職員一人一人の利用者支援・権利擁護についての知識や意識を高める。また、虐待が起こりやすい職場環境と改善。ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し。掲示物等ツールの作成と掲示。など年間計画をつくり組織全体で行っていく。
7. 地域に開かれた運営	(1) 利用者に対する計画相談支援の提供は別法人が行う予定か。 利用者に対する計画相談支援の提供は、別法人で計画相談するのが基本です。ご本人の意思を尊重します。 (2) 地域住民との交流、利用者家族との交流機会はどのように確保する予定か。（機会の例、頻度など） 法人で取り組む赤い羽根募金の募金活動の参加。GHでの年末のお餅つき。敷地内のおくどをかこみながらの利用者の方との交流を週末月2回ほど行いたい。また、ご家族の方とは、不定期複数回バーベキューや、映画鑑賞会など施設内で交流を行っていきながら交流したいと思っています。
8. 利用者の健康管理	(1) 利用者に対し、どのような方法で健康管理を行う予定か。 普段からバイタルチェックを行い、変化に少しでも早く気づくようにしていきます。また、健康づくりとして朝のラジオ体操・散歩など日ごろからみんなで取り組んで健康な体づくりに取り組みます。 (2) 利用者の嗜好や健康に配慮した食事の提供体制はどのようなか。 利用者の方の嗜好や健康に配慮した献立を1か月ごと栄養士がたて、世話人の方と人によっては、利用者の方も一緒に食事作りをしながら温かいものをあたたかいうちに提供していきます。お米、お野菜も法人でつくった新鮮な食材で提供していきます。食事は、ホームの中でとても大切に考えています。
9. その他	その他事業所独自の取組はあるか。 地域とかかわりを大切にします。敷地内には、おくどをつくり地域の人と一緒に餅つきをしたり、お米を炊いておにぎりをつくってたべたりと、一緒に楽しみ機会を作っていきたいと思っています。

事業の設立目的 と運営方針

本法人は、平成20年10月28日に設立しました。その当時は、長久手町（現在は、長久手市）にほとんど障害福祉サービスがなく、障害者方や障害児をかかえている家族の方は、他市の障害福祉サービスを利用しなくてはなりませんでした。そのため長久手市にも障害福祉サービスを根付かせたいという思いから法人を設立しました。その後、当事者の会の方からお話をお聞きし、必要な障害福祉サービスを開設していきました。そのなかでも親亡き後の心配の声多く、グループホーム建設を考えていました。その後、建設予定地の出会いがあり、また、長久手市が実施した障害者のアンケートを読ませていただき、障害者グループホームの本来の形は、住まいの延長にある事に鑑み、入居する障害者の意思決定を反映したグループホームを作りたいと思ったからです。法人で就労事業として行っている農業やカフェ事業にも場所が近く周りの緑の多い環境でゆったりと地域の人たちと交流しながら住んでいただきたいと思います。グループホームの運営について最も大切なことは、本人がグループホームに入りたいという気持ちで住居することだと考えています。まずは、本人の意思をはっきり聞くことから始めます。家族の方に地域とのかかわりを構築するためには、イベントを行ってグループホームに来ていただき、自家焙煎のコーヒー提供して昼間は、地域の人が来所してくつろげる空間づくりを行います。



木造 2階建

敷地面積	856.96	m ²
建築面積	190.00	m ²
延べ面積	267.47	m ²

